

平成16年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成16年3月19日（金）午後1時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第5号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第6号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第7号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止について
- 日程第9 議案第12号 瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第18号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第26号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第28号 平成16年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第15 議案第16号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第23号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第24号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第25号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第27号 平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第32号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第33号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第23 議案第34号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成16年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第25 議案第36号 市道路線の認定について
- 日程第26 議案第4号 瑞穂市国民健康保険税条例について
- 日程第27 議案第20号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第21号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第29号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第31 議案第14号 瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第15号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第22号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第31号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
15番	棚瀬 悦宏	16番	武藤 善照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝義
19番	澤井 幸一	20番	辻 文雄
22番	馬淵 金雄	23番	西岡 一成
24番	松野 周一	25番	西岡 妙子
26番	佐藤 多喜夫	27番	広瀬 正雄
29番	児玉 春一	30番	進藤 末次
31番	松野 武則	32番	吉本 幸一

本日の会議に欠席した議員

21番 松野義和

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第 3 号から日程第 14 議案第 28 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第 3 号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第 14、議案第 28 号平成 16 年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） ただいまより、総務常任委員会に付託された議案 14 件の審査の内容並びに結果について順次報告いたします。

まず、議案第 3 号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、構成市町村の合併に伴い、構成団体数を変更するものであります。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 5 号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正に伴い、地方分権の推進により、市条例の条文整備で必要最小限の改正をするものであります。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 6 号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員災害補償法の改正に伴い、市条例の関係部分（罰則の部分）の整備をするものであり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 9 号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 10 号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、関連した内容のため、一括して審査いたしました。

執行部より、3 議案とも瑞穂市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の市内における費用弁償の廃止及び報酬額、また特別職職員等の給与の改定を行ったと説明がありました。

審査では、議員報酬と常勤特別職員の給与の額の比率は、類似団体と比較しても適正である

かを客観的に判断して決定すべきであるとの意見があり、西岡委員から、なお一層の審査・調査が必要であるとして、継続審査を求める動議が提出されました。この動議について採決をとったところ、可否同数であったため、委員会条例第17条1項の規定により委員長裁決となりましたが、私は報酬審議会の答申を尊重すべきであるとし、否決としました。

次に議案第7号、議案第9号及び議案第10号を採決した結果、これも可否同数であったため、委員長裁決で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、個人情報保護条例の制定に伴い、個人情報保護審査会委員の日額報酬が追加されるものであります。

質疑の中で、保育・教育センター専門指導員の項が削除された理由についての質問があり、当初の目的は達成されたものであり、今後は教育相談員にゆだねるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止については、平成15年8月29日に一般会計の再取得により、当初の目的を達成したため、この条例を廃止するものであり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例については、現在設置の現金自動預入支払機が撤去されることにより、条例の一部を改正するものであり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、旧巢南町から承継した基金の効率的かつより有効的な活用を図ることから、6基金を廃止するための条例改正であります。

質疑の中で、東海道本線巢南駅建設計画は消えたのかとの質問があり、基金の廃止により巢南駅建設計画が白紙になったものではなく、公共施設整備基金の中で総合的に推進するもので、基金の廃止とは別問題であるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、今後発展が見込まれる巢南地区における団員数の増員、消防団員の処遇改善のため、費用弁償の改正が行われるものです。

質疑の中で、水防団のあり方について、巢南地区では混乱している自治会が見受けられるので、今後、自治会への説明等、周知徹底を図りたいとの意見がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出に7億537万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ149億9,557万9,000円とするものであり、

執行部より詳細な説明がありました。

基金の廃止による公共施設整備基金への積み立ては、一部を財政調整基金へ積み立ててはどうかとの質疑があり、基金設置の目的から公共施設整備基金への積み立てが妥当であるとの答弁がありました。

また、穂積北中学校南側の市有地の管理の徹底・有効活用の推進、市内の生活道路の整備推進等を望む意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、特別会計の設置目的が終了したため、剰余金を一般会計へ繰り出して特別会計を清算するものであります。

採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算については、歳入歳出それぞれ123億4,500万円とするものであります。

まず歳出の主なものといたしまして、総務費では、コミュニティバス運行費負担金、巢南庁舎防水工事、子育て支援・環境づくり研究推進事業。民生費では、障害者支援費事業、福祉医療費助成事業、児童扶養手当費・児童手当費等の扶助事業費、保育・教育センター耐震補強工事費。衛生費では、基本健診等各種検診・予防接種事業費、廃棄物収集・処分委託料、西濃環境整備組合負担金、合併処理浄化槽設置整備補助金。土木費では、市道新設改良・維持補修費、下犀川橋かけかえ事業県委託金、新堀川新河道事業県委託金、穂積駅バリアフリー化負担金。防災費では、消防事務委託及び組合負担金、自治会防災器具整備事業。教育費では、本田小学校校舎増築工事、小・中学校耐震補強工事が計上されております。

歳入では、三位一体改革で国庫補助金の一般財源化により所得譲与税が創設され、また平成15年度税制改正により配当及び株式譲渡益の課税方式の見直しがされ、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が創設されました。三位一体改革により国庫補助金等の一般財源化が進められる一方、地方交付税の削減が進められ、厳しい財政状況であることから、財政調整基金及び公共施設整備基金の繰り入れにより財源を賄う予算となっております。

主な質疑は次のとおりであります。

行政推進費の研究チームについて、今年度と同様のテーマで進められるのかとの質問については、同様のテーマで政策推進を継続する旨の説明がありました。

敬老会助成金については、従来の芸能委託方式を改め、地域の敬老事業へ助成金を交付することで、地域のコミュニティーを図りたいとの説明がありました。

市営住宅管理で、共益費の徴収がなされていないのではないかとこの質問については、管理する組織として城前ハイツ自治会において1世帯当たり5,000円が徴収されております。また、

入居者及び管理者の負担分については今後調査を行うとの答弁がありました。

各科目で各種団体に対する負担金が多くあるが、統合してはどうかとの質問については、各団体とも中央へのつながりがあり難しい点があるが、できる限り統合を図り、煩雑さを解消したい旨の答弁がありました。

幼・保一元化の今後の方向性の質問については、将来的には幼・保統一したいと思いますが、今後、国の動向を見きわめて方向を定めていきたいとの答弁がありました。

一部地域で、側溝清掃を行うのに、少数世帯が広い地区に及ぶため地元負担が大きいので、市で清掃負担をしてはとの意見も出されました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務常任委員会の審査結果について報告いたします。平成16年3月19日、総務常任委員会委員長 松野武則。

議長（吉本幸一君） これより議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第5号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第5号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第6号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第6号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第7号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改

正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 私は、本議案に対する継続審査を求める動議をここで提出させていただきたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） この動議は、会議規則第15条の規定により、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができません。この動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（吉本幸一君） 賛成者がありますので、この動議は成立をいたしました。

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時48分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡一成君の動議は、先決動議です。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 先ほどの継続審査に対する提案に賛成した一人でございます。そういう点で、その提案の趣旨を説明して、論議をし、そこで採決するという議事運営にしてほしいということを要請します。

〔発言する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡一成君の動議は、先決動議です。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立少数です。8名です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決をされました。

改めて、これより議案第7号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、広瀬議員。

11番（広瀬捨男君） ちょっと委員長にお尋ねしますが、先ほどのところで、審議会の答申に3対3だということで、委員長は審議会の答申を尊重するということがあったわけですが、その辺についての回答ですけれど、私、市民感情としては確かに報酬審議会というのは大切なところだと思いますが、市長も少し述べられたような気がするんですが、やはりこの時期に、公務員のベアも数年間上がっていない、下がっていくという時代に、私としては、市民の多くの方からも言われているんですが、やはり私も感情的に上げて上げるべきではないと思うんですが、委員長はやはり、新聞にもちょっと書いてあるんですけれども、いずれにしても、審議会の答申を尊重するということが、その辺の心情をお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉本幸一君） はい、松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） 私、委員会の中でも報酬審議会の答申は尊重すべきと、終始一貫、私はそう申しておりました。ということは、今後永久にこの瑞穂市が続くわけですが、報酬審議会が答申したものを手直しするとかせんとか議論するのが私は非礼なことだと思います。尊重すべきであります。以上。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 私は、本案については反対であります。といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、継続審査にすべきであるという立場をとっているからであります。

その理由につきましては、先ほど委員長が報酬審の答申は尊重しなさいいけない、そうでなければ意味がないというふうな趣旨の発言をされておりますけれども、報酬審の答申を尊重するにいたしましても、最終的な提案権限者は市長であります。みずからの主体的な判断においてなすべきでありますけれども、その判断の内容が報酬審の答申の尊重ということになりますと、報酬審の答申の中身はいかかなものかということの一例だけを申し上げたいと思うんですね。

類似団体の資料を執行部よりいただいて検討をしたわけですが、例えば議員の報酬を基準にして市長等の報酬の倍率を見ますと、県下の中津川、瑞浪、美濃加茂、恵那市、美濃市等の団体の平均は、大体、議員報酬に対して2.41倍となっております。したがって、瑞穂市の25万5,000円の議員報酬を当てはめると、市長の報酬は61万4,500円が適正であるというふうになるわけであり、市長は、総務常任委員会の中でも、そういう比較はとらないんだということをおっしゃっておりますけれども、しからば何を基準に報酬審は判断をしたのか。いろいろ聞いてみても、極めて定かではない。

議員の報酬に対する根拠も定かではない。日数がどうのこうのという話も一部出ておりましたけれども、そもそも議員報酬については、地方分権時代を担う高度な専門的知識を持った議員としていかに活動をしていくのか、そういうような観点からも考えるべきでありますし、さらには地方自治法の改正の中で、今のような高度な専門的知識を身につけるための調査・研究というものが今後ますます必要になってくるという立場から、政務調査費というものが法定化をされているところであります。しかしながら、報酬審の中では、そのような内容についてはあわせて議論をし、あわせて報酬審の中で報告をしていくというふうなことは附帯意見をつけてでもなっていないというのが現状なんですね。

ですから、私はきつい言葉で申し上げれば、報酬審は市長の機嫌取り機関なのかというふうな言い方をしても過言ではないという見方もできると思う。もし議員の報酬に合わせるならば、61万4,500円が適正であるというふうには私は思っておりますので、そういうふうな議論があることも踏まえて、再度、継続審査にして、また新しい議員さんが出てこられたら、そこで議論をしていけばいい。何が適正なのか、もっともっと議論をさまざまな角度から行う必要がある。非常に議論が荒っぽい議論であるというような立場から、後から出てまいりますけれども、9号議案、それから10号議案についても同様でございますので、この場で、なぜ継続審査をしなきゃならないかという理由も含めて、原案には反対という立場で討論を行いたいと思います。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、辻議員。

20番（辻 文雄君） 賛成の立場で申し上げます。

先ほど総務委員長が報告したとおりでございますので、あとつけ加えることはありません。そういう意味で賛成でございます。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 関連しますので、7号から9号の議案について一括、まだかかっており

ませんけれども、同じ立場ですので、一緒に討論をいたします。

市会議員、特別職、教育長の報酬及び費用弁償、さらには給与に関する条例でございます。これに反対の立場で討論に参加をいたします。

瑞穂市に合併して10ヵ月になるわけですが、私の思いでは、住民の暮らしはまだよくなっておりませんし、厳しい状況、さらに瑞穂市政に対して市民の目は厳しい目を持っております。そういう現時点において、議員及び特別職の報酬、給料を上げるということは、今の時期では適切でないという判断をし、この条例案には反対をいたします。

さらにまた、議員と市長との報酬、給与の差も大分大きいという問題点もありますし、さらに、新市になって、市会議員の議会活動のあり方はどうあるべきかという点も十分論議をし、住民の合意ができた時点で改正すべきだという点で、継続審査ということでも提案があり、それに賛成をした立場でありましたけれども、それも否決されるという状況にあるわけですので、そういう点で反対をいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第7号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第 9 号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

2 3 番（西岡一成君） 7 号議案と同様に、継続審査を求めます。その根拠については、先ほども申し上げました。

議長（吉本幸一君） ただいま西岡一成君から、議案第 9 号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての継続審査を求める動議が提出をされました。

この動議は、会議規則第 15 条の規定により、1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができません。この動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（吉本幸一君） 賛成者がいますので、この動議は成立をいたしました。

西岡一成君の動議は、先決動議です。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決がされました。

改めて、これより議案第 9 号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本会議の場でも、皆さん方は、市長は「本当は上げてほしくないんですが」と発言されたのをしっかり耳にとどめておられると思います。さらにはまた総務常任委員会の場でも「下げてもらっても」という発言もされておられます。だとすれば、あと助役、収入役等が絡む議案でありますけれども、私は先ほど継続審査を提案させていただいて、それが否決をされましたけれども、今回もまた同様に、この議案についてはそういうような意味も含めて反対せざるを得ないということでもあります。以上であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、辻議員。

20番（辻 文雄君） 先ほどの件と同じように、総務委員会では非常に時間をかけて十二分に審査し、委員長報告のとおりでございますので、賛成討論とかえます。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本議案につきましても同様に、継続審査の動議を提出させていただきます。

議長（吉本幸一君） ただいま西岡一成君から、議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての継続審査を求める動議が提出をされました。

この動議は、会議規則第15条の規定によって、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができません。この動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（吉本幸一君） 賛成者が4名ございますので、この動議は成立をいたしました。

西岡一成君の動議は、先決動議です。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決されました。

改めて、これより議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「省略します」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第11号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第11号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第12号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第12号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第18号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第18号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第19号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 議案第19号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、一つは、職員給与の引き下げ条例案が9月の議会で可決され、今回の補正予算で引き上げされた額で計上されて、たくさん不用になったという補正予算であります。私はこの条例案に反対をしてきたという立場から、反対の理由の一つであります。

2点目は、瑞穂市基金条例の一部改正が先ほど可決されました。巢南町時代の基金、巢南駅建設基金など約4億4,000万円の基金があったわけですが、今回の予算で公共施設整備基金に繰り入れられました。平成16年3月末の時点で公共施設整備基金は33億6,580万円と、多額な基金となっております。一方、財政調整基金は平成16年3月末で25億9,465万円となってくると報告がされております。私は、4億4,000万円の基金を財政調整基金へも繰り入れて、住民の暮らしや福祉を助ける、そういう資金にも活用すべきだということを委員会でも主張しました。公共施設整備基金ですと、それに縛られてしまうということになりますので、この繰り入れを財政調整基金にも振り向けるべきだと主張しましたけれども、取り上げられないという立場から、反対を表明いたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、辻議員。

20番（辻 文雄君） 賛成の立場で申し上げます。

15年度の補正予算については、いろいろ十二分に審議し、なおかつ旧穂積町、旧巢南町の事業計画、あるいは事業実績も十分にチェックし、それなりに総務委員会として委員長報告のとおりでございますので、議員の皆さんもその辺はよく議事録を精読されたと思いますが、ぜひこの件についても議員諸君の御理解をお願いしたいと。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第19号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第26号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第26号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

反対の理由は、第1点目は、議員の報酬、市長、特別職の給与引き上げ条例案に先ほどの採決で反対をいたしました。今予算では報酬、給与を引き上げた額で計上されているということで、反対の理由の一つであります。

2点目は、私は一般質問で、子供の医療費の無料化をせめて小学校入学まで拡大すべきだと。さらに、国民健康保険が高いという声がたくさんあって、払いたくても払えない人たちが多く発生をしている。一般会計から繰り入れて値下げをすべきだと一般質問でも主張してきました。今回の予算措置の中でもそれが実現していないということで、第2の反対理由でございます。

第3点目は、土木費の中で道路改良、道路維持の工事請負費が計上されておりますが、金額だけで、どの路線をどのような工事をやるかという資料が提出されておられません。去年の予算審議の中、またことしの総括質問でもその提出を求めてきたところですが、提出すると仕事をやっていく上で支障ができるという理由で拒否をされております。私は、こういうものを提示して、議会の中で十分審議をし、公平・効率的に、さらにまた住民の立場に立った工事が計画されているかどうか審議するのが議会だと思います。そういう点で、そういう資料が提出されていないということで、反対でございます。

さらに、予算審議について要望をしていきたいと思っております。

予算書はありますけれども、予算説明資料というのが非常に薄っぺらで、あまり内容のない資料となっております。そういう点で、予算の説明資料はもっと詳しい資料をぜひ提出し、特に瑞穂市の将来にかかわる事業については、その計画書、またその事業に対する予算規模、さらに年次計画、何年にどのくらいお金が要るかというようなことは提示をして、その事業の内容が適正かどうかを議会で審議すべきじゃないかと思っておりますが、そういうことを求めたいと思っております。

さらにまた、単年度の事業でも、大きな額の事業、または住民の生活にかかわる事業については、その目的、事業計画、予算の額、またその予算額の根拠を示すような資料をぜひ提出すべきじゃないかと思っております。今後、補正予算等もありますけれども、そういうときにも適時こ

ういう資料提示をお願いしたいと思います。

最後にもう1点は、敬老会の問題であります。今回の予算提案では150万円を敬老会に助成をするということで、市主催で行わないという内容で提案されております。総務委員会の審議の中でも、去年の敬老会があまり評判よくなかったと。ことしはどうしたら喜ばれるかというなかなかいい案が見つからなかったから、こういう額で助成という形にしたという市長の答弁もございました。まだ期間がありますから、十分いろんな議論をし、市主催でやれるという方向もまだ目指せると思いますので、ぜひひとつささやかな老人の期待にこたえるように努力してほしいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、辻議員。

20番（辻 文雄君） 賛成の立場で討論をします。

先ほども申しあげましたように、総務委員会というのは一般会計全部入っています。御承知のように、この資料を皆さん十二分に精読されたと思う。私は、委員長報告のとおり、正直申し上げて、この16年度予算というのは瑞穂市の第一歩のスタートだということで、私なりに長い議員生活の中で、旧穂積町と旧巢南町の予算配分はどういうふうになっていくかなということで、私は非常に実はその点に注目をしたわけなんです。この一般会計については、旧穂積、旧巢南の旧町村の意識は全く解消されまして、正直申し上げて、非常に新しい瑞穂市の予算であると。

例えば具体的に申し上げますと、旧巢南町の耐震の問題でも、南小学校、中小学校と、今年度大きな予算を投入されております。そういうことで、当面、目先の問題を解決というか、投資をしていくというような、非常に寛大な瑞穂市の予算であるということで、私は委員長報告のとおり賛成であります。各議員の皆さんも、新しい瑞穂市として意識改革もし、これから瑞穂市をどうしていくかということで、ぜひひとつそういうことで御賛同をお願いし、これを16年度予算の基盤として瑞穂市の発展に大いに私も期待する一人であり、また議員の皆さんもそういう意味で、賛成の討論とさせていただきます。よろしく御協力をお願い申し上げます。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決がされました。

日程第15 議案第16号から日程第25 議案第36号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第15、議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第36号市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してございますので、委員長の報告を求めます。

進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 議長の発言の許可を得ましたので、ただいまから産業建設常任委員会の結果を報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る3月15日及び16日の2日間の日程で、巢南庁舎全員協議会室において開会をいたしました。松野義和議員は病気のため欠席されましたが、他の議員は全員が出席をいたしました。執行部側は、市長、都市整備部長、水道部長、都市開発課長、都市管理課長、産業経済課長、上水道課長及び下水道課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について、議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算、議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算、議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算、議案第36号市道路線の認定についての議案11件であります。

次に、審査の経緯及び内容について報告をいたします。

産業建設常任委員会は、議案の内容と関連する場所や施設を見て回ることから始めました。まず、古橋地内に掘削が始められている旧巢南町地内での取水井戸の現状と内容、今後の見通しについて現地で説明を受け、確認をしました。第2点は、生津地内の旧木ノ本木材跡地が運動公園の一つとして整備された内容でした。第3点の視察地は、現在工事が進められている犀川開発の実態でした。これらはいずれも今議会に提出されている議案、特に産業建設常任委員

会に付託された水道関係の予算に係る施設や工事の内容であることから、議案審査に入る前に視察をしたものであります。結果は、議案の審査もスムーズに行うことができました。

議案審査の内容は、産業建設常任委員会に付託された議案11件の中には補正予算4件があり、この中の3件は下水道事業特別会計であること、また平成16年度の当初予算4件も3件が下水道事業特別会計であること等から、会計上は三つの会計に分けられているものの、市民の立場からすれば「受益も負担も同じ」が原則との考えで、これらの内容は12月議会でも多くの意見を出されていた内容でありました。

また、上水道会計についても、旧穂積町と旧巢南町では水源地や配水管にも差があることから、まず旧巢南町地内に水源地をつくることが第一義に考えられて、古橋地内での井戸掘りが始められ、今後の管路網の整備工事等が平成16年度の水道会計予算の骨子である等の説明も受けての審査をいたしました。現地を視察した後の議案審査であったことから、批判意見や反対意見はありませんでした。

次に、付託された議案ごとに、経過と結果について報告をいたします。

議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、昭和52年に農林水産省の補助を受けて就業改善センターがつくられたものですが、公民館と一体となっていることから、使用料や使用時間の変更等で今回の改正をしたものであります。

議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、現在工事が進められている犀川開発地内の給水区域の内容でした。

この議案書の中の給水区域で、括弧内の「（瑞穂市・神戸町水道組合給水区域を除く）」と記載されているのは、呂久のことです。給水量の計算方式は省略をいたします。

議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,374万円を減額して、歳入歳出それぞれ8億5,894万6,000円とするというものであり、内容は、国庫補助や他会計からの繰り入れの減額等と、市債を減額して処理するというものでありました。内容は、年度内の整理であります。

議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、呂久地内の排水事業です。

この議案は、既定の歳入歳出予算の総額から67万円を減額して、歳入歳出の総額を2,611万1,000円とするというものです。この内容も、年度内の整理です。

議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

この議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,914万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,637万6,000円とするというものです。この内容も、年度内の整理です。

その内容の主なものは、市債の1億円余りの事業債の件名が「一般廃棄物処理事業」から「地域し尿処理施設整備事業債」に変わったこと。雑入で、消費税還付金約6,000万円が入ること。また、雑入の66万6,000円は西会館の使用料で、駅前3町内以外の人たちの利用です。特に質疑が多かったのは、加入率の低いことでした。この解決のために、新年度に各地での説明会を開き、対応したいとの執行部側の答弁でした。

次に、議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）です。

この会計は、上水道の会計であり、大きな会計となっています。特に瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業の配管と競合しているところは、下水道事業と上水道事業、それに加えて道路工事も関連することから、一つずつ別会計で予算書を見るとわかりにくいところが多くあるのですが、これらを関連づけて見るのが大切で、産業建設常任委員会でもこの点を重視しての執行部側の説明はよかったと思います。特に今回の補正予算は、この会計も含めて、年度内の整理をした内容でした。

議案第32号からは、平成16年度の当初予算です。

議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算についてであります。

この下水道事業特別会計は、アクアパークすなみで4月1日から供用開始をするというものであります。平成16年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,224万3,000円とするというものです。歳入の主なものは、分担金、使用料と国庫補助及び他会計からの繰入金でした。この分担金及び使用料は、加入者363件と公共施設であるとの説明でした。

議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

この事業は、平成6年に認可され、工事も完了して既に稼働しているものであります。面積は9.5ヘクタール、戸数149戸で、その中の133戸が加入し、加入率も89%であるとのことでした。この呂久地区では、住民が交代で施設の点検・整備はもちろん、庭の手入れもしているとの説明を受けました。この施設は自分たちのものであり、点検・整備は当然のことという気持ちで対応されているようでした。この事業の年間予算は2,600万円でした。

次に、議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算についてであります。

この事業の特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,134万円とするというものであります。内容は、歳入の中心となるべき受益者分担金が約2,000万円、使用料が1,100万円というもので、立ち上げたばかりで、低目に分担金や使用料も設定したとの説明の中でも、接続の申し込みが少なく困っているとの内容でした。先ほど補正予算の中でも言いましたが、旧巢南町の下水道事業取り組みのときの例も参考にして、新年度からは小グループに分けた形で説明会を開催し、加入者をふやしていきたいとの執行部側の説明を了解したものでした。

次は、議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算についてであります。

この会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2本立てになっていることから、難しい会計です。まず今回の予算の中で、収益的会計では、給水戸数が1万2,510戸で、営業収入の中心である営業収益が4億2,873万1,000円というものであります。支出の中心となる水道事業費の営業費用が3億1,677万2,000円となっており、資本的収入及び支出については、収入で出資金、負担金、加入金で2億4,769万5,000円ですが、支出では建設改良費だけでも5億8,572万8,000円で、支出総額の予算は約6億5,000万円にもなっています。

どうしてこのような事業会計ができるのかと、不思議に思えるものです。これは、旧穂積町では、水道会計で施設をつくる場合には、用地買収から施設や設備を整備するのに一般会計からも多額の繰入金をしていたのです。当然、水道会計に収入が入るようになれば一般会計へ返済すべきですが、水道会計では拡張や改良が続くことから、これらの資金と合わせて、収益的収支のうち、現金を伴わない減価償却費や資産減耗費等を過年度分損益勘定留保資金として積立預金をしていることです。この内容は、平成16年度の水道事業会計を見ても、資本的収入より資本的支出が4億円多くても仕事はできるということです。これらは、決算議会のときに出される会計の中で、損益計算書の中で減価償却費として計上される内容のものであるとの執行部からの説明があったことも報告しておきます。

最後に、議案第36号市道路線の認定についてであります。

この議案の市道認定は、提案理由の中で説明されていますように、土地開発により公衆用道路として寄附を受けた道路や、下犀川橋かけかえ事業に伴う関連道路の整備計画によるものでした。

以上が、産業建設常任委員会に付託された11議案の審査の内容でした。

次に、審査の結果について報告をいたします。

議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について、議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算、議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算、議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算の以上10議案については、出席議員が全員一致で可決すべきものと決定、議案第36号市道路線の認定については出席議員が全員一致で認定すべきものと決定いたしましたので、以上、瑞穂市議会会議規則第39条第1項の規定により報告をいたします。平成16年3月19日、瑞穂市議会 産業建設常任委員会委員長 進藤末次。以上です。

議長（吉本幸一君） 大変ありがとうございました。

ここで議事の都合によって暫時休憩をいたします。15分から始めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時16分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本議案は1点だけです。給与の改定がございますので、その点で反対をしておきます。その他、後で出てくる議案の中でも、補正関係で給与改定の案件のあるものについては反対をいたします。討論を省略いたしますので、御承知おきいただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 西岡議員、質疑でございますので、内容を言ってほしいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

これより議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

これより議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第36号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第36号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第26 議案第4号から日程第30 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第26、議案第4号瑞穂市国民健康保険税条例についてから日程第30、議案第30号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、厚生常任委員会に審査が付託してございますので、委員長の方から報告を求めます。

厚生常任委員会副委員長 日高 清君。

厚生常任副委員長（日高 清君） 厚生常任委員会における委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議案5件は、3月15日の当委員会において結審を見ましたので、御報告いたします。なお、本日は棚瀬委員長の都合により、副委員長の私、日高が報告させていただきます。

まず最初に、議案第4号瑞穂市国民健康保険税条例については、合併協議会において、税の賦課期日と合併期日の関係により、旧2町の税条例を暫定条例とするよう議決され、運用してまいりましたが、このたび新たに瑞穂市国民健康保険税条例を制定するものであります。

執行部から、当条例については、平成14年9月、合併協議会が設置された時点から2町ですり合わせが行われ、内容的にはすべて統一を図り、1年間、旧2町の条例を生かしたまま運用してきました。このたび新市国保税条例を制定するものであり、旧2町の条例からの変更項目については、介護分における所得割率を1.08%から1.44%に、また均等割を1万800円から1万4,400円にするものであります。そのほかについては変更なしとの説明がありました。

続いて質疑に移り、介護分に係る税率を上げなければ支払基金に対して支払うことができないのかとの質疑に対し、厚生労働省から、該当者1人当たり3万6,000円から平成16年度は4万2,000円にする、また該当人数を4,607人と見込んでいるとの通達があった。これをもとに基金への支払い金額を計算すると、現状のままでは4,000万円ほど不足になってしまう。今回

はそれを補うための最低限度の改正であるとの答弁がありました。

続いて、当市における国保平均納税額はいかほどかという質疑に対し、平成16年度は一般被保険者医療分で1人当たり8万6,606円、介護分で2万4,671円を見込んでいるとの説明でありました。

当市における介護認定者、受給者数はいかほどかとの質疑に対し、介護認定者数は664人、そのうち受給者数は553人との答弁でありました。

医療分に対する税については平成16年度は率を上げないとのことであるが、このままでいけば必ず近いうちに改定しなければならないときが来る。税の不足分に対して一般会計からの補てんは考えていないのかとの質疑に対し、市の人口4万8,000人のうち、国保加入者は一般・退職合わせて約1万5,000人である。3分の1の方のために国保税の足りない部分を市税から補てんすることはできない。保険制度が一本化になれば別の話であるが、現状においては国保会計はその法律にのっとり事業運営をしていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第4号は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第20号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,803万9,000円を追加補正し、総額を32億7,846万8,000円とするものであります。

執行部から、歳入の補正は、保険税について、一般被保険者現年分が調定に対して約90%、退職被保険者現年分は約95%を徴収する見通しがついたため、1億780万円の増額補正を行った。また、その他、療養給付費交付金、共同事業交付金等の確定による増額、反対に一般会計からの法定内繰入金の前年度精算による減額補正等である。歳出については、補正額の84.4%に当たる1億2,493万5,000円を基金積立金に充てるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、基金の状況は現在どうなっているかとの質疑に対し、合併時において3億1,168万1,179円であった基金から、昨年7月に1億5,000万円を取り崩し、そして今回、補正額に当初予算を加算した1億2,501万1,000円を積み立てると、2億8,669万2,179円になるとの説明でありました。

続いて、滞納額は現在いかほどあるのか、また滞納者の個々の分析は行っているのか、転出等により徴収不能なものについては早急に不納欠損等処理をすべきではないかとの質疑に対し、平成14年度分までの滞納者数は1,573人、金額は4億1,454万5,416円となっている。現在、税務課徴収専門監の協力を得て、差し押さえ、分納相談、不納欠損にすべきもの等、個々の分析を行いながら作業を進めているところである。また、新規未納者を過年度滞納者にさせないための措置として、当課にも徴収専門係員を配置し、徴収体制の整備・強化を図っていきたい

と説明がありました。

以上、質疑・答弁の後、討論のなく、採決の結果、議案第20号は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第21号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000万円を追加補正し、総額を29億9,866万2,000円とするものであります。

執行部より、歳出における老人医療給付費について、1・2月分の診療分不足に対する一般会計からの繰入金である。本来なら老人医療費の費用負担割合に応じて基金、国・県からそれぞれ相当分の繰り入れがあるはずであるが、今からの申請では来年度にならないと負担金がありてこないの、一時、一般会計より全額借りる形になる。平成16年度には精算して相当分を返還できるとの説明でありました。

以上説明があった後、質疑・討論なく、採決の結果、議案第21号は全会一致で原案どおり可決されました。

続いて、議案第29号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億760万4,000円とするものであります。

執行部より、歳入歳出それぞれ項目別に説明があり、続いて質疑に移り、国保税は予算全体のどれくらいの割合を占めているのか、また国保該当者数及び徴収率はどれくらいを見込んで予算を立てているのかとの質疑に対し、税は全体予算の42.9%を占めている。また、一般被保険者数は1万3,138人、そのうち介護納付該当者数は3,853人、退職被保険者数は1,863人、そのうち介護納付該当者数は785人を見込んで計算した。徴収率については、一般被保険者現年分で調定の90%、退職被保険者現年分は95%を見込んでいるとの答弁でありました。

諸収入の中から、第三者納付金とあるが、どのようなものかとの質疑に対し、交通事故等による損害賠償分を請求することを目的としており、レセプト審査等により明らかに損害賠償について対処されるべきものと確認をした場合に返していただく医療費が第三者納付金である。平成16年度からはもっと調査を強化していきたいとの答弁でありました。

医療の支払費としては1ヵ月当たりいかほど見込んでいるのかとの質疑に対し、一般被保険者1ヵ月療養給付費として約9,700万円、退職被保険者1ヵ月療養給付費として約3,800万円を見込んでいるとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第29号は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第30号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,922万5,000円とするものであります。

執行部から、歳入については、医療費の負担割合に応じて計上してある。また歳出において

は、予算全体の99%に当たる25億 3,625万 6,000円が国保連合会及び支払基金を通して医療機関に支払われる老人保健医療諸費であるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、審査支払手数料について、国保会計が755万 3,000円に対し、老人会計は1,145万 7,000円の歳出となっている。国保会計より老健会計の方が多いたのはなぜかとの質疑に対し、国保連合会の手数料単価において、国保では54.59円であり、それにレセプト1ヵ月約1万 1,000枚を掛けて計算している。また、老健については111.6円に1ヵ月当たり8,500枚を掛けて計算しているとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第30号は全会一致で原案どおり可決されました。

なお、付託された議案を審査した後、一般会計における当委員会関係箇所について執行部から説明を求め、今後、当委員会を進めていく上で課題といたしました。

以上をもって、厚生常任委員会の報告といたします。平成16年3月19日、厚生常任委員会副委員長 日高 清。

議長（吉本幸一君） これより議案第4号瑞穂市国民健康保険税条例についての副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 議案第4号の瑞穂市国民健康保険税条例についての提案に反対の立場で討論をいたします。

私は一般質問でも、国保税が高い、払いたくても払えない人がたくさん見えて滞納額も増加している、値下げをすべきじゃないかということで提案をし、市長とも討論をしてまいりました。最近私がアンケート調査をした中でも、アンケートの中でこういうような意見も寄せられております。一つ紹介しますと、離婚をして母子家庭になった、二つの仕事を持って2人の子供を育てている母親です。やっと13年度分の国保税を分納してきました。これから14年、15年、16年と払っていかねばなりません。ぜひ安く、また減免制度を設けてほしいという趣旨の内容が書かれてありました。このように、国保税が非常に負担になっていると、生活も苦しくなっているという実情が出されております。そういう点で、今条例案でぜひ国保税を値下げす

べきだと思います。

委員長報告の中で、委員会討論で一般会計の導入はできないのかという質問があって討論されたようですが、私も一般質問の中で、一般会計から繰り入れて安くすることはできないかということを質問いたしました。そのときに市長は、国保加入者は、先ほどの委員会報告では約1万5,000人でしたが、瑞穂市民の中では約3分の1の方しか加入していないと。そういう方たちに対して一般会計から繰り入れていくことは税の不公平になるという趣旨の発言をされてきました。

私は、そもそも国民健康保険税の法律の趣旨は、国・県・市が事業主として5割の負担をするという責任範囲があると思います。民間の勤労者が入っている国民健康保険税の場合も、事業主負担が50%になっておるのが現実であります。

なぜこのように国民健康保険が高くなったかということ、歴史的にさかのぼれば、1987年までは国の負担率が45%あったわけです。しかし、中曽根内閣のときに37.5%に大きく引き下げられた。その引き下げられた分が国民健康保険加入者の保険税としてのしかかって高くなったというのが私は歴史的な経過だと思います。私は、そういうときに、一番地元、住民に近い自治体としてどういう責任をとるべきか。まずは国に対してしっかり負担せよと物を言うということ、二つ目は、住民の健康と生活を助けるために一般会計から繰り入れて支える、そういう役割があるのではないかと思います。そういう点で、ぜひこの条例案についても一般会計から繰り入れてということを主張いたしますけれども、そういう趣旨でないということで、反対を表明いたします。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

10番（山本訓男君） ただいま議題になっております国民健康保険の税条例についてでございますが、ただいま委員長報告にありましたとおり、委員会の中でもるる討論した結果が可決ということでございますので、賛成といたします。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） 私も総括質疑もいたしましたんですが、やはり結果的に合併によりまして一緒にしていくということなんですけれども、これまでもずうっと国民健康保険の率が上げられて、また今回は介護保険を上げるということで、4,000万円ほど不足するからということでしたが、やはり基金などを利用することも考えて、できるだけこの期間アップしないように自治体が頑張っていかないと、滞納は本当にこれ以上ふえてはならないというよ

うな金額になっておるわけです。先ほど小寺議員も言われましたが、国がそういうふうに負担率を上げてくるのであれば、自治体はその分を、やはり勤労者と同じように、事業主にかわるものであるわけですから、その分を補てんしてでも住民の生活を守っていかなければならないと思いますので、ぜひその点についてよろしくお願いしたいということで、今回は反対させていただきます。これに付随しまして、予算の方も反対していきたいと思います。

議長（吉本幸一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第4号瑞穂市国民健康保険税条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第20号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第21号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報

告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第21号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺君。

8番（小寺 徹君） 先ほどの瑞穂市国民健康保険税条例に反対をする立場と同じ立場で、反対を表明いたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第29号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第30号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第30号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第31 議案第14号から日程第34 議案第31号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第31、議案第14号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についてから日程第34、議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

委員長 広瀬正雄君。

文教常任委員長（広瀬正雄君） ただいま議題となりました案件について、文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について順次御報告いたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第14号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第22号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算についての以上議案4件であります。

次に、審査の経過について申し上げますと、3月16日、17日の両日にわたり文教常任委員会を巣南庁舎3階委員会室において開催し、付託されました議案について、市長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いましたので、審査の内容を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第14号については、公民館条例についてのものであり、慎重に審査をいたしました。

この条例は、利用者の利便性を向上させるため、貸し出し時間帯を分割するために条例を改正するものであります。審査の中では、減免規定についての運用方法等も生涯学習課長より説明を受け、利用者の利便を図るため、利用料金の軽減も含め、利用しやすい方法をとの意見もありました。

続いて、議案第15号については、体育施設条例についてであり、平成16年度より新しく生津ふれあい広場ができることに伴い、管理、貸し出し等を行うための条例の整備をするものであります。審査の中では、犀川グラウンドについて借地であるが、今後のあり方について検討するよう意見がありました。

議案第22号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算、議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、重点事業についての説明の後、質疑を求めましたところ、給食費の未納金について意見が交わされ、給食費については給食材料の賄い費であると保護者へ周知徹底するなど、一層徴収の努力をしてほしいとの意見がありました。

以上が、付託されました議案の審査についての概要であります。

またこれ以外に、今回の委員会では、生涯学習地域振興組織補助金のあり方、本田小学校の増築概要、予定される学校給食共同調理場の今後の進め方、総合センターの舞台保守・管理委託のあり方、そのほか教育委員会関係について意見交換されたことをつけ加えます。

次に、審査の結果を御報告いたします。

文教常任委員会に付託を受けました議案第14号、議案第15号、議案第22号及び議案第31号については、全会一致で賛成、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により報告いたします。

会議終了後、生津ふれあい広場、犀川グラウンド、清流みずほ幼稚園の視察をいたしました。平成16年3月19日、瑞穂市議会 文教常任委員会委員長 広瀬正雄。以上でございます。

議長（吉本幸一君） これより議案第14号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第14号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第22号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報

告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第22号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

議長あいさつ

議長（吉本幸一君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昨年の5月1日に瑞穂市が誕生いたしました。そんな中、皆さん方の温かい御支持、御協力をいただきまして、可もなし不可もなしと言った方がいいかと思いますが、大過なく議長の職を務めることができました。これも皆さん方の力強い御支援、御協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

今、全国的に合併のうねりは大きくなっておりまして、御承知のとおり、この瑞穂市は合併の先進地ということで、北は北海道、そして九州の方からも、50市町村くらいに当たると思いますが、それだけの視察がございました。その折には、松野常任委員長さんにも特別委員長として苦勞された結果等々いろいろお話をいただきまして、私のサポート役をしていただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本当に月日の流れは速いものでございまして、16年度のこの議会が最後の議会になろうと、かように思っております。任期は4月いっぱいございますが、ここでごあいさつとさせていただきたいと思っております。きょうまでの御支援、御協力に心から感謝を申し上げます。

また、昨日は説明会がございまして、そして4日の告示、11日の選挙ということで、28人の皆さん方が説明会にお出かけになったという話を聞いておりますが、大変激戦になろうと、かように思っております。どうか出馬される方は健康に留意をしていただきまして、所期の目的が達成されますように心から祈念を申し上げたいと思っております。また、やめられる方におきましても、一緒に今まで同じかまの飯を食ってきたということで、今後とも温かい御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げ、一言ごあいさつといたします。ありがとうございました。

市長あいさつ

議長（吉本幸一君） ここで市長からごあいさつを願います。

市長（松野幸信君） いつもの議会でございますと、議員控室でごあいさつを申し上げておりますが、今回はひとつこの席をおかりしてごあいさつをさせていただきたいと思っております。

合併をいたしましてから、在任特例ということで1年間、皆様方に新しい市の歩む道につきまして御指導をちょうだいしてまいりました。本当にありがとうございました。私は、いろいろな討議をしていく中で一番感謝申し上げておりますことは、それぞれの議員の皆様方、旧町意識での、要するに地域エゴでの議論というか、意見の主張というのがなかったということでありまして。これからのまちをどうするかというようなスタンスでいろいろな議論が積極的に展開していただけたということは、皆様方がこれからのまちをどうしていこうかということで、いろ

いと本当に御尽力をいただき、また一つのビジョンをお持ちになっているということで、心から感謝申し上げるわけでございます。

新しいまちのスタートをしていくのに、これからの大きな飛躍を考えていくということで、少し意識的だったかもしれませんが、新年度の一般会計予算を1、2、3、4、5というふうにしり上がりにさせていただきました。私の思いといたしましては、スタートでは思い切り身を縮めて反力をしっかりとたくわえていくと。それが要するに大きな飛躍、ジャンプにつながるんだと、このように考えております。そういう意味で、16年度はひとつ大きな将来に向かっての反力をつけるための、要するにぐっと身をかがめていく年だというふうを考えております。いろんな点で御指導をお願いしたいと思います。

また、この議会が在任特例での議会としましては最後の議会になるかと思っております。この機会に勇退される方、また新しくこれからも御指導していただける方々ということで、それぞれお歩みになる道は違うかと思っておりますけれども、瑞穂市の将来というものにつきまして、それぞれの立場で、またいろんな点で御指導、また格段の御協力を心からお願いするわけでございます。また、皆様方のこれからの御健康、日常の御活躍を心からお祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本当に1年間、御指導ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（吉本幸一君） これで会議を閉じます。

平成16年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年 3月19日

瑞穂市議会 議長 吉本幸一

議員 星川睦枝

議員 武藤善照